

平成29年度田川市認知症カフェ運営事業協定事業者募集要項

1 協定の説明

(1) 名称

平成29年度田川市認知症カフェ運営事業協定

(2) 概要

認知症の人及びその家族、地域住民、認知症に関わる専門職等の誰もが参加でき集うことができる場所を提供することにより、認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活が送れる環境を整備し、認知症の人及び家族の介護負担の軽減を図るとともに、認知症に対する正しい知識の普及啓発を行い、認知症の人やその家族を支える地域づくりを推進する認知症カフェ運営事業に関する協定事業者を募集します。

(3) 事業内容及び仕様書

別添「平成29年度田川市認知症カフェ運営事業協定仕様書」のとおりとします。

(4) 協定期間

協定締結日から平成30年3月31日まで

2 応募方法

(1) 応募資格

本協定に応募できる者は、公募日現在において次の各項に掲げる要件の全てを満たす団体（社会福祉法人、医療法人その他市民活動団体であり、市長が適正な事業運営ができると認めた団体）とします。

ア 市内に所在する法人又は団体であること。

イ 認知症の人及びその家族相談に応じることができる者として、保健師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、作業療法士、キャラバンメイト等資格を有する職員1人以上配置できること。

ウ 宗教活動、政治活動又は営利活動を主たる目的とする法人又は団体でないこと。

エ 現に市税を滞納していない法人又は団体であること。

オ 法人又は団体の全構成員が、田川市暴力団排除条例（平成22年条例第5号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

カ 事業目的に賛同し、田川市が定める仕様書を遵守できること。

(2) 応募方法

ア 提出書類

- (ア) 田川市認知症カフェ運営事業に関する協定申請書（様式第1号）
- (イ) 田川市認知症カフェ運営事業実施計画書（様式第2号）
- (ウ) 団体の概要及び活動内容が分かる書類（パンフレット等）
- (エ) その他市長が必要と認める書類

イ 提出部数

正本1部、副本（コピー）2部

ウ 提出方法

地域包括支援センターへ持参。平日午前8時30分から午後5時まで

エ 受付期間

随時

3 提出書類等作成上の注意

(1) 提出書類の疑義照会

提出書類の内容について、審査の過程で疑義が生じた場合は、後日、必要に応じて疑義事項の照会を行うことがありますのでご了承ください。

(2) 提出書類の取扱

ア 提出書類の内容について、追加又は変更は、原則として認めません。

イ 提出書類は、一切返却しません。

ウ 提出書類は、審査等の過程において複製することがあります。

4 審査方法

(1) 書類審査

応募者から提出された協定申請書等の内容を総合的に審査し、事業者を決定します。

(2) 審査結果通知

審査結果は、結果の如何にかかわらず、田川市認知症カフェ運営事業に関する協定決定（非決定）通知書（様式第3号）にて通知します。

5 協定締結方法

田川市と決定事業者にて、協定を締結します。

なお、協定締結後において、決定事業者に失格事由、不正または虚偽記載と認められる行為が判明した場合は、田川市は協定を解除できるものとします。

6 問い合わせ先

担当部署 田川市 市民生活部 高齢障害課 地域包括支援センター

担当者 高原

所在地 〒825-0016 田川市新町11番47号

連絡先 (電話) 0947-42-9420 (FAX) 0947-42-9433